

資料 1

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

小都市子ども計画（仮）

（令和 7 年 4 月—令和 1 2 年 3 月）

1. 小郡市子ども計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

人口減少社会による少子高齢化が進む中、コロナ禍などにより保護者の働き方やライフスタイル、地域とのつながりが変化し、保護者の子育てに対する経済的・精神的負担感が大きくなっています。

また、児童虐待の増加など「子どもの最善の利益」が脅かされている状況の中、子ども達の安心な暮らしと、快適に子育てができる環境づくりを行政や地域で進めていくことが求められています。

(2) 計画の位置づけ

子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」で、下記の子ども・子育て関連計画を統合した一体的な計画として策定します。

小郡市では、第6次総合振興計画に掲げている取組である「子ども・子育て支援の充実」の基本目標を次のとおりに定めています。

『子どもの最善の利益が実現され、一人一人の子どもの健やかな成長に向けて、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育ての喜びを感じることができるよう環境整備を図ります。』

上位計画である総合振興計画をはじめ、関連計画との整合性を図り、小郡市モデルの「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

- ①子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ②次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村次世代育成支援行動計画
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村における子どもの貧困対策計画
- ④子ども・若者育成支援法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ⑥成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」

2. 小郡市がめざす方向性

(1) 基本目標

**こども・若者が自分らしく暮らせるよう
こども・若者・家庭に、地域や社会が寄り添うまち**

第1期・第2期のこども子育て支援事業計画では、地域と社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安・孤立感を和らげ、すべての親子が子育てを通して、喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことを目指し、基本目標を次の通りに掲げて取組をすすめてきました。

『子ども達の明るい声がこだまするまち

～育てよう、未来の宝 おごおりっ子、力を合わせて子育て応援～』

また、令和5年4月に制定されたこども基本法において、初めてこどもが権利主体であることが定められました。加えて、こども大綱では、こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに「こどもまんなか社会」を実現していくものとされています。ついては、これまでの本市の取組の経過と、こども基本法・こども大綱の考え方をふまえ、上記の目標を掲げます。

(2) 基本方針

1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する
2. こどもの育ちや、ライフステージごとの子育てを支える
3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける
4. こどもを安心して生み育てられるまちづくり